

長崎県産品愛用推進協力店周遊キャンペーン業務委託 仕様書

1 業務名

長崎県産品愛用推進協力店周遊キャンペーン業務委託

2 業務の目的

長崎県産品の認知度向上及び消費拡大を図るため、「長崎県愛用推進協力店」※(以下「協力店」という。)を活用し、来店促進および購買意欲の喚起につながるキャンペーンを実施する。

併せて、協力店の利用促進及び周遊促進、並びに新規登録の促進に取り組む。

※県で認定をする、県内に所在する量販店、スーパーマーケット、百貨店、直売所、物産館及び小売店のうち、県産品を常時一般消費者に販売している店舗。令和8年4月時点で約440店を認定。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

なお、キャンペーン実施期間は県産品愛用運動推進月間である11月を中心に、最低1か月を確保するものとする。

4 業務の内容

(1) キャンペーン全体の企画・運営

消費者が参加しやすく、継続的な来店・購買につながる企画を立案すること。

また、関係団体、参画店舗及び県との調整を行い、円滑な運営体制を構築すること。

あわせて、本事業による効果を定量的に測定する方法及び指標(KPI)を設定すること。

(2) 周遊促進キャンペーンの実施及び景品発送

① デジタルツール又は紙媒体等を活用し、参加者の周遊及び県産品の購入促進につながるキャンペーンを実施すること。

② 対象となる協力店において、来店または県産品の購入を条件として参加できる仕組みを構築すること。

③ 複数店舗の利用や一定数のスタンプ、応募券等の取得など、あらかじめ設定した条件を達成した参加者を対象に、参加者の関心を喚起し、応募意欲を高めるオリジナルグッズ等の景品が抽選で当たる仕組みを構築すること。

④ 当選者への景品発送業務(梱包・配送を含む)は受託者が行うこと。なお、景品・資材等の梱包・発送費は事業者負担とする。

(3) 協力店の参画促進及び拡大に資する取組

① キャンペーン開始前時点における協力店の登録状況を確認し、登録情報の精査及びリストの整理・更新を行うこと。

② 県内の協力店が広く参加できるよう、店舗への周知・調整を行うこと。

③ 参画店舗の取りまとめ及びリスト管理を行うこと。

④ 協力店の新規登録を促進するための取組(制度周知、メリット訴求等)を実施すること。

(4) 広報・情報発信

① 参画店舗向け

- ・キャンペーン内容・参加方法、実施スケジュール等の周知を行うこと
- ・店舗用販促資材(ポスター、POP 等)の制作及び配布を行うこと

② 消費者向け

- ・Web、SNS 等のデジタル媒体を中心としたターゲット層に応じた効果的な情報発信を行うこと。
- ・協力店への来店及び県産品の購入促進につなげるため、Web 特設ページの作成や参加店舗をカテゴリー別に検索・閲覧できる機能の導入など、利用者が必要な情報を容易に入手できる情報発信を行うこと。

(5) 効果測定及び報告

① 以下の指標により事業効果を把握すること

- ・参加者数
- ・属性分析
- ・応募件数または参加実績件数
- ・協力店利用実績(スタンプ取得数、応募券取得数、レシート登録件数等、実施手法に応じた指標)
- ・参画店舗数(150店舗以上)
- ・その他、本事業の効果測定に有効な KPI

② 業務終了後、成果・課題・今後の改善案を含めた報告書を提出すること

5 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- (1) キャンペーン企画書
- (2) 広報資材一式(データ含む)
- (3) 協力店リスト(最新版)及び参画店舗一覧
- (4) 業務実施報告書
- (5) 提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

6 委託条件

(1) 業務実施体制の確保

本業務を円滑に行うため、業務責任者、担当者ならびに業務実施に必要な人員を配置した業務実施体制を確保すること。

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例(平成元年7月18日長崎県条例第43号)に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務にかかる協議・相談等依頼に対応できること。

(3) 成果品の提出

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果、成果、課題、今後の展開に向けた提案等を取りまとめた報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに 1 部提出すること。

7 その他特記事項

- (1) プレゼント企画を実施する場合は、贈呈する商品の購入費用は受託者が負担する。
- (2) 受託者は、長崎県と事前に協議した内容に従って本業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (5) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定すること。
- (6) 受託者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は県に帰属するものとし、これに依らない素材データ等の使用が必要な場合は、県と協議の上使用すること。
- (7) 当事業において収集及び取り扱う個人情報「長崎県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うこと。
- (8) 委託された業務の計画及び進捗状況などについて、長崎県からの求めがあった場合は、随時報告を行うこと。